

## 史跡の追加指定について(案)

総括報告書の刊行に向けた出土資料の再整理と併せ、史跡の範囲を確定させるため、平成24年度・26年度に北側隣接地の確認調査を実施した結果、縄文時代中期～後期の住居跡等が確認された。

土地所有者との協議が整ったことから、史跡への追加指定について文部科学大臣あてに意見具申を行いたい。

また、都市計画道路用地として市が管理していた史跡南側隣接地についても、昨年度に計画廃止が決定し、教育委員会へ移管されたため、併せて追加指定の意見具申を行いたい。

【対象地】 千葉市若葉区桜木8丁目137-1 外10筆 約15,450㎡

地番	地目	地積(㎡)	所有者	備考
桜木8丁目137-1	山林	4,924.00	個人	北側隣接地
137-3	山林	6,699.00	個人	北側隣接地
桜木2丁目154-7	雑種地	161.23	千葉市	南側隣接地
154-9	雑種地	599.54	千葉市	南側隣接地
154-13	雑種地	713.00	千葉市	南側隣接地
175-1	山林	707.30	千葉市	南側隣接地
175-3	山林	50.00	千葉市	南側隣接地
186-5	原野	198.54	千葉市	南側隣接地
187-1	山林	1,347.14	千葉市	南側隣接地
桜木3丁目267-7の一部	山林	30.07の一部 (計測中)	千葉市	南側隣接地
267-15の一部	雑種地	42.36の一部 (計測中)	千葉市	南側隣接地

【意見具申の時期】 平成28年7月

【指定面積】 現 状： 134,545㎡  
追加指定後： 約150,000㎡